

今月のヘッドラインニュース



すべての子どもが笑顔で暮らせる社会に～重大な児童虐待ゼロをめざしています～

11月は児童虐待防止推進月間です!!

オレンジリボンには「子どもたちへの虐待をなくしたい」という強い思いが込められています。子育ての悩みや、気になる子どもに関する相談は以下の相談機関にご連絡ください。



子育てについて

ひとりで悩まないで専門家(保健師、保育士、家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカー、子育てコンシェルジュ等)にご相談ください。

子どもはかわいいけれど子育ては24時間待たないなので大変だな～



- ☑ 子どもがいうことを聞かない
- ☑ イライラして叩いたり、どなってしまう
- ☑ 子どもの発達、問題行動が気になる
- ☑ なんで泣いてるのかわからない
- ☑ どう関わったらいいんだろう など

相談機関

子育ての悩み、虐待のサインを見かけたら以下の相談機関にご連絡ください。

- ◎ 大正区子育て支援室 ☎4394-9109
相談日時 月～金(祝日・休日を除く)の9:00～17:30
- ◎ 大阪市中央子ども相談センター ☎4301-3100
相談日時 月～金(祝日・休日を除く)の9:00～17:30
- ◎ 大阪市児童虐待ホットライン ☎0120-01-7285(まずは一報なにわっ子)
相談日時 24時間365日相談可能・通話料無料
- ◎ 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(いちばやく)
※一部のIP電話からはつながりません
相談日時 24時間365日相談可能・通話料無料
- ◎ 児童虐待メール相談
児童虐待に関する相談・通告について、電子メールでの相談をお受けしています。



虐待のサインを見かけたら

気になる子どもや親を見かけたら 迷わずにご相談ください。

秘密保持

- ☑ 子どもの泣き声や大人の怒鳴り声が聞こえる
- ☑ 不自然な傷やあざを見かけた
- ☑ 夜遅くまで遊び、帰りがらない
- ☑ 衣服や体がいつも汚れている
- ☑ 幼い子どもだけを家において外出をする
- ☑ ヤングケアラーかもしれない など

「ヤングケアラーとは」本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

問合せ 子育て支援 3階33番 ☎4394-9109

おめでとうございます

過去5ヶ年以上にわたって継続して地域又は職域のスポーツ・レクリエーションの指導を献身的に行い、市民体育の振興に顕著な成果をあげたことが認められ、この度受賞された大正区民の方を紹介します。

令和4年度 市民体育功労者表彰

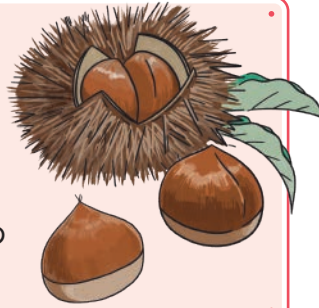
大正区スポーツ推進委員協議会
副会長 **山北 祐子様**



問合せ 地域協働 4階40番 ☎4394-9743

11月のお知らせ

区役所からののお知らせです。



暮らし・各種手続き

大正区空家相談員による空家に関する個別相談会(予約優先)

空家の管理や活用の方法、相続など、空家にまつわることご相談に、宅地建物取引士が個別に対応いたします。11月は大正トンポロマルシェと同日の日曜日に開催しますので、この機会にお気軽にご相談ください。

日時 11月27日(日)10:00～15:00(受付14:30まで)
※相談時間は1人(1組)30分程度をお願いします。

場所 大正区役所4階401会議室

受付 大正区役所4階40番 地域協働グループ

対象 大正区内で空家を所有している方、空家でお困りの方など

予約・問合せ 地域協働 4階40番 ☎4394-9942

大阪府からののお知らせ

個人事業税第2期分の納期限は11月30日(水)です。第2期分の納付書は第1期分に同封して送付しています。

年間の税額が1万円以下の場合、第1期分で全額ご納付いただくことになっているため第2期分の納付書はありません。(口座振替ご利用の方を除きます。)納付方法、納付場所の詳細は下記へお問い合わせください。

※納付が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、お早めにご相談ください。

問合せ 中央府税事務所 ☎6941-7951(代表)

11月は自転車マナーアップ強化月間です!

自転車に乗るときは、交通ルールと交通マナーを守り、交通事故防止に努めましょう!

駅前・バス停の付近や、歩道・道路に自転車を放置すると、歩行者や緊急車両の通行の妨げになります。また、自転車を放置することで、自転車盗難の被害に遭う危険もあります。

みなさん一人ひとりがマナーを守り、放置自転車をなくしましょう!

問合せ 防災防犯 4階41番 ☎4394-9954

以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

広告

広告

広告

広告